

## 重要事項説明書

### 指定特定相談支援事業及び指定障害児相談支援事業

#### 相談支援センター しょうせい苑

#### 1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 0833-48-6022

担当 管理者 岡村 光洋 (兼任)

相談支援専門員 中谷 千晶 岡村 浩二 中本 浩二

#### 2. 相談支援センターしょうせい苑の概要

##### (1) 指定番号およびサービス提供地区

事業所名	相談支援センター しょうせい苑
所在地	山口県下松市生野屋南1-12-1
事業所指定番号	事業所番号—353530093 山口県
通常の事業実施地域	下松市 周南市 光市

##### (2) 職員体制

	資格	常勤	業務内容
管理者	社会福祉士	1名(兼任)	従業者及び業務の管理
相談支援専門員	相談支援専門員	3名	指定相談支援の提供
その他の業種	社会福祉士	1名	専門的な相談

##### (3) 営業時間

月曜日～金曜日 一部の土曜日	8時15分～17時00分
----------------	--------------

※但し、一部の土曜日と、国民の休日、12月30日～1月3日は除く。

※ただし緊急時のご相談は、24時間いつでもお受けいたします。

#### 3. 相談支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

##### (1) サービス利用計画の作成

###### <対象者>

主たる障害が知的 福祉サービスを利用する者

ご契約者のご家族を訪問して、ご契約者の心身の状況、おかれている環境等を把握したうえで、障害福祉サービス及びその他の必要な保険医療サービス、福祉サービス(以下、「障害福祉サービス等」といいます)が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、サービス利用計画を作成します。また、障害福祉サービスの支給申請をご希望される場合には、申請等を代行いたします。

## <サービス利用計画の作成の流れ>

- ①契約者及び家族等の希望並びに契約者について把握された解決すべき課題に基づき、サービス利用計画の原案を作成します。
- ②事業者は、障害福祉サービス等の担当者を招集して、「サービス担当者会議」を開催し、サービス利用計画の原案に専門的見地からの意見を求めます。
- ③サービス利用計画に位置付けた障害福祉サービス等について、自立支援給付の対象の有無を区分した上で、その種類、内容、利用料等について契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定します。
- ④サービス利用計画の作成後も、契約者及びその家族等、障害福祉サービス事業者等と継続的に連絡を取り、サービス利用計画の実施状況の把握を行い、必要に応じてサービス利用計画の変更、障害福祉サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

### (2) サービス利用計画作成後の便宜の供与

- ・ ご契約者及び家族等、障害福祉サービス事業者との連絡を継続的に行い、サービス利用計画の実施状況を把握します。
- ・ サービス利用計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ ご契約者の意見を踏まえて、障害程度区分認定の更新申請等に必要な援助を行います。

### (3) サービス利用計画の変更

ご契約者がサービス利用計画の変更を希望した場合、または事業者がサービス利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、サービス利用計画を変更します。

### (4) 障害者施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難になったと認められる場合又は利用者が障害者施設への入所を希望する場合には、障害者施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

## 4. 利用料金

### (1) 利用料

- ・ サービス利用計画料は障害福祉サービスの提供開始以降1ヶ月あたり  
¥ \_\_\_\_\_ です。

ただし、市町村よりサービス利用計画作成費対象者と認定された場合、自立支援給付から全額給付されますので自己負担はありません。

### (2) 交通費

通常の事業の実施地域以外の居宅を訪問する場合、社会福祉法人 松星苑の業務用自動車管理規程に基づくガソリン代及び運転手当を御負担頂きます。

## 5. サービスの利用方法

### (1) サービスの利用開始

まずは、お電話でお申し込みください。職員がお伺いし、契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

### (2) サービスの終了

#### ①お客様のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出下さればいつでも解約できます。

#### ②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書でご通知させていただくとともに、地域の他の相談支援事業者をご紹介します。

#### ③自動終了

サービス利用計画作成費の支給が取り消されたときは、自動的にサービスを終了いたします。

#### ④その他

お客様やご家族などが当事業所や当事業所の相談支援専門員に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

## 6. 事業の運営方針

- (1) 当事業所相談支援専門員は、利用者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行います。
- (2) 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者等から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行います。
- (3) 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行います。
- (4) 事業の実施に当たっては、関係市町村、保健所、相談機関、他の指定相談支援事業者、障害者施設等との連携に努めます。

## 7. サービス内容に関する苦情

利用者からの苦情に対する常設の窓口として、事業所カウンターにわかりやすく表示します。また、電話やFAXによる受付も行います。

### (1) 当事業所における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は、以下の担当で受け付けます。

苦情受付担当者	齋藤 大輔	第2しょうせい苑支援主任
苦情解決責任者	岡村 光洋	第2しょうせい苑施設長
受付時間	月曜日～金曜日 8時15分～17時00分	

(2) 行政機関その他の苦情受付機関

下松市 福祉支援課	所在地	下松市大手町3-3-3
	連絡先	TEL (0833) 45-1837 FAX (0833) 41-1515
周南市 障害福祉課	所在地	周南市岐山通1-1
	連絡先	TEL (0834) 22-8463 FAX (0834) 22-8464
光市 社会福祉課	所在地	光市光井2-2-1 「あいぱーく光」
	連絡先	TEL (0833) 74-3001 FAX (0833) 74-3070
山口県福祉サービス 運営適正化委員会	所在地	山口県大手町9-6
	連絡先	TEL (083)924-2837 FAX (083)924-2793

8. 守秘義務

従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。

従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保守する旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとします。

9. 虐待防止

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じます。

虐待の防止のための措置

虐待防止責任者	岡村 光洋	第2しょうせい苑施設長 相談支援センターしょうせい苑管理者
虐待防止相談窓口責任者	山本 陽子	第2しょうせい苑支援課長
成年後見人制度の利用支援及び職員に対する研修の担当職員	山本 陽子	第2しょうせい苑支援課長
虐待防止委員会	第2しょうせい苑 施設長 事務課長 支援課長 支援主任 支援副主任2名 支援員2名 看護師 栄養士	

10. 事故発生時の対応

利用者に対する指定相談支援の提供により事故が発生した場合は、支給決定をした市、利用者の家族に速やかに連絡し、必要な対応を行います。

事故防止担当者	岡村 光洋	第2しょうせい苑施設長 相談支援センターしょうせい苑管理者
事故防止労働安全委員会	第2しょうせい苑 施設長 事務課長 支援課長 支援主任 支援副主任2名 支援員2名 看護師 栄養士	

————— 契約をする場合には以下の確認をすること —————

平成 年 月 日

相談支援（サービス利用計画作成）の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項の説明をしました。

事業者

<事業者名> 社会福祉法人 松 星 苑

相談支援センター しょうせい苑

理 事 長 原 田 正 剛 印

<住 所> 山口県下松市生野屋南1丁目12番1号

<説明者氏名> \_\_\_\_\_ 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から相談支援（サービス利用計画作成）についての重要事項の説明を受けました。

利用者

<住 所> \_\_\_\_\_

<氏 名> \_\_\_\_\_ 印

(代理人)

<住 所> \_\_\_\_\_

<氏 名> \_\_\_\_\_ 印

(関係 )